Ⅱ－３

浜松こども館管理要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松こども館条例（平成１３年浜松市条例第３６号。以下「条例」という。）で規定する浜松こども館（以下「こども館」という。）の適正な管理のために必要な事項を定める。

（託児室利用の申込み等）

第２条　浜松こども館条例施行規則（平成１３年浜松市規則第５９号。以下「規則」という。）第３条第１項に規定する託児室利用の申込み等は、浜松こども館託児室利用申込書（様式第１号）により行うものとする。

（利用許可の申請）

第３条　規則第５条第１項に規定する浜松こども館分室（以下「こども館分室」という。）の利用許可の申請は、浜松市スポーツ・文化施設予約システム（以下「予約システム」という。）又は浜松こども館分室利用申請書（様式第２号）により行うものとする。

（利用許可の取消し等の申出）

第４条　規則第７条に規定するこども館分室の利用許可の取消しの申出は、利用しようとする日の１０日前（ギャラリー１、ギャラリー２及びギャラリー３にあっては、６０日前。以下「キャンセル限界日」という。）までに、予約システム又は浜松こども館分室利用許可取消・変更申請書（様式第３号）により行うものとする。

２　規則第７条に規定するこども館分室の利用許可の変更の申出は、キャンセル限界日までに、予約システム又は浜松こども館分室利用許可取消・変更申請書（様式第３号）により行うものとする。ただし、こども館分室を利用しようとする日を変更することなく、変更後の利用料金が変更前の利用料金と同額以上の場合は、キャンセル限界日後においても利用許可の変更の申請ができるものとする。

（利用許可の様式）

第５条　こども館分室の利用許可等に関する様式は、予約システムの出力帳票によるものとする。

（利用料金の後納）

第６条　条例第１２条第１項に規定するこども館の利用料金の後納の申請は、浜松こども館利用料金後納申請書（様式第４号）により行うものとする。

２　条例第１２条第１項に規定するこども館分室の利用料金の後納の申請は、浜松こども館分室利用料金後納申請書（様式第５号）により行うものとする。

（利用料金の後納に係る納期限）

第７条　利用料金を後納する場合は、利用日から３０日以内に指定口座へ振込又は窓口にて支払うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（利用料金の減免）

第８条　条例第１３条に規定する特別な理由があると認められる場合は次に掲げる場合とし、その減免の割合は当該各号に定めるものとする。

(1)　株式会社ミライロが、配信する障害者手帳アプリ「ミライロＩＤ」を携帯電話等にインストールし、本人宛てに交付された身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者健康福祉手帳を手帳アプリに登録した画面を提示する者等が利用する場合　免除

２　規則第９条第１項各号及び前項に規定するこども館の利用料金の減免の申請は、浜松こども館利用料金減免申請書（様式第６号）により行うものとする。

３　規則第９条第２項各号に規定するこども館分室の利用料金の減免の申請は、浜松こども館分室利用料金減免申請書（様式第７号）により行うものとする。

（利用料金の還付）

第９条　規則第１０条第１項第２号に規定するこども館の利用料金の還付の申請は、浜松こども館利用料金還付申請書（様式第８号）により行うものとする。

２　規則第１０条第１項各号に規定するこども館分室の利用料金の還付の申請は、浜松こども館分室利用料金還付申請書（様式第９号）により行うものとする。

（細則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。

Ⅱ－４

浜松こども館の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準

（目的）

第１条　この要綱は、浜松こども館条例（平成１３年浜松市条例第３６号。以下「条例」という。）に基づき設置する浜松こども館（以下「こども館」という。）における浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号。以下「通則条例」という。）第１３条第１項の規定に基づく指定管理者に対する必要な指示及び同条第２項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるに当たっての行政指導指針及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって指定管理者による公の施設の管理の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、条例及び通則条例に定めるところによる。

（必要な指示に係る行政指導指針）

第３条　通則条例第１３条第１項の規定に基づく必要な指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 利用者に対し、正当な理由なくこども館の利用を拒み、又は不当な差別的取扱いをしていると認める場合

(2) こども館の管理に必要な職員の配置がされない等、こども館の管理がその設置目的を効果的に達成するため及び利用者の安全を確保するために適切なものとなっていない場合

(3) 正当な理由なく、浜松こども館の管理に関する基本協定書（以下「協定書」という。）及び仕様書等の内容に沿った管理を行わない場合

(4) 通則条例第１２条の規定に違反して業務上知り得た秘密を他に漏らし、又はこども館の管理を通して取得した個人情報の管理が不適当であると認める場合

(5) 指定管理者の経営状態が悪化していると認める場合において市長が必要があると認めるとき。

(6) 事前に市長の承諾を得ずこども館の施設の形質を変更し、又は変更しようとした場合。ただし、協定書により指定管理者が実施する軽微な修繕を除く。

(7) 市長に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく報告若しくは実施調査を拒んだとき。

(8) 不可抗力発生時において市がこども館を使用しようとする場合

(9) こども館の管理に関する関係法令及び条例、規則等の規定に違反した場合

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合

（指定の取消しに係る処分基準）

第４条　通則条例第１３条第２項の規定により指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めて行う指定の取り消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止は、次の表の定めるところによるものとする。

要件	処分内容
1　前条第１号に該当する場合	―
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、こども館の利用に著しい支障を生じず、又は軽微もしくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止

2　前条第２号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、こども館の利用に著しい支障を生じず、又は軽微もしくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
3　前条第３号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、こども館の利用に著しい支障を生じず、又は軽微もしくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
4　前条第４号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、こども館の利用に著しい支障を生じず、又は軽微もしくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
5　前条第５号に該当する場合において、当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
6　前条第６号に該当する場合	－
(1) 変更した場合において当該変更がこども館の維持管理に必要でない又は合理的範囲内でないと認めるとき。	指定の取消し
(2) 変更しようとした場合	－
ア　法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従うとき。	当該指示に従うまでの期間の業務の全部又は一部の停止
イ　法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従わないとき。	指定の取消し
7　前条第７号に該当する場合	－
(1) 法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従うとき。	当該指示に従うまでの期間の業務の全部又は一部の停止
(2) 法第２２４条の２第１０項の規定による必要な指示に従わないとき。	指定の取消し
8　前条第８号に該当する場合	市が使用する期間の業務の全部停止
9　前条第９号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し

(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、こども館の利用に著しい支障を生じず、又は軽微もしくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
１０　前条第１０号に該当する場合	―
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、こども館の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、こども館の利用に著しい支障を生じず、又は軽微もしくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
１１　業務の停止を命じられた期間において、正当な理由がなく当該業務を行った場合	指定の取消し

附　則

この要綱は、平成１７年１２月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

～　このページは白紙です　～

Ⅲ　浜松市立青少年の家

～　このページは白紙です　～

Ⅲ－１

○浜松市立青少年の家条例

昭和４４年３月３１日
浜松市条例第１３号
改正　昭和４７年３月３０日浜松市条例第２９号
昭和４８年５月３０日浜松市条例第３５号
昭和５１年３月２９日浜松市条例第３１号
昭和５４年３月３０日浜松市条例第３６号
昭和５５年３月３１日浜松市条例第３９号
昭和５６年３月３１日浜松市条例第２８号
昭和６０年３月３０日浜松市条例第４２号
昭和６３年３月３１日浜松市条例第４８号
平成元年３月３１日浜松市条例第５９号
平成８年３月２９日浜松市条例第４４号
平成９年３月２８日浜松市条例第５５号
平成１４年１２月１７日浜松市条例第９７号
平成１８年１２月１５日浜松市条例第１１５号
平成２１年１０月１日浜松市条例第５１号
平成２２年６月１７日浜松市条例第３８号
平成２５年６月１４日浜松市条例第３７号
平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号
平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号
〔注〕平成１８年１２月から改正経過を注記した。

（趣旨）

第１条　この条例は、創造的な体験や交流活動の場を提供し、もって次代の社会を担う青少年の健全な育成を図るため設置する青少年の家について必要な事項を定める。

（平２１条例５１・全改）

（名称及び位置）

第２条　青少年の家は、浜松市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）といい、浜松市中区住吉四丁目２３番１号に置く。

（平２１条例５１・全改）

（事業）

第３条　青少年の家は、次に掲げる事業を行う。

⑴ 自然体験活動、社会体験活動、スポーツ活動、文化活動等を通じた青少年の健全な育成を図るための事業に関すること。

⑵ 青少年の健全な育成を図るための活動を指導する者の養成に関すること。

⑶ 青少年の健全な育成を図るための自発的な活動の啓発、相談及び支援に関すること。

⑷ 青少年の健全な育成を図ることを目的として活動する団体に対する指導及び助言に関すること。

⑸ 施設、設備及び自然体験の場の提供に関すること。

⑹ 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める事業

（平２１条例５１・全改）

（開館時間）

第４条　青少年の家の開館時間は、宿泊の場合を除き、午前９時から午後９時３０分までとする。

２　前項の規定にかかわらず、第５条の２第１項の規定により市が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間を変更することができる。

（平１８条例１１５・平２１条例５１・平２２条例３８・一部改正）

（休館日等）

第５条　青少年の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、開館し、又は休館日を変更することができる。

⑴ 月曜日（３月１５日から４月５日まで及び７月２０日から８月３１日までの間の月曜日を除くものとし、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日に当たるときはその翌日）

⑵ １２月２９日から翌年の１月３日まで

（平１８条例１１５・平２１条例５１・平２２条例３８・平２５条例３７・一部改正）

（指定管理者による管理）

第５条の２　市長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第３項の規定に基づき、市が指定する法人その他の団体に青少年の家の管理を行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除くものとする。

(1) 第３条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 青少年の家の利用の許可に関する業務

(3) 青少年の家の施設及び設備の維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、青少年の家の管理に関して市長が必要があると認める業務

（平２２条例３８・追加）

（入館の制限）

第６条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

(1) 施設、設備、展示品等を損傷した者又はそのおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になるおそれがある物品又は動物類を携帯する者

(3) めいていしている者

(4) 管理上必要な指示に従わない者

（平２１条例５１・全改、平２２条例３８・一部改正）

（利用の許可）

第７条　青少年の家の施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより指定管理者の許可を受けなければならない。

（平１８条例１１５・平２２条例３８・一部改正）

（利用の制限）

第８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、青少年の家の施設の利用を許可しない。

(1) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。

(2) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。

(3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(5) 施設、設備、展示品等を損傷するおそれがあるとき。

(6) 前各号に定めるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

（平１８条例１１５・平２２条例３８・一部改正）

（利用料金の納付）

第９条　第７条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、利用料金（法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用する日前において指定管理者が指定する日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

３　指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（平２２条例３８・全改）

（利用料金の減免）

第１０条　指定管理者は、規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

（平１８条例１１５・平２２条例３８・一部改正）

（利用料金の不還付）

第１１条　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が規則で定める場合その他特別の理由があると認める場合は、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。

（平１８条例１１５・平２２条例３８・一部改正）

（利用権の譲渡禁止）

第１２条　利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（平２２条例３８・一部改正）

（利用許可の取消し等）

第１３条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、利用の条件を変更し、又は利用を停止することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　管理上支障があるとき。

（平１８条例１１５・平２１条例５１・平２２条例３８・一部改正）

（原状回復の義務）

第１４条　利用者は、青少年の家の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第１５条　利用者は、青少年の家の施設、設備、展示品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平１８条例１１５・一部改正）

附　則

１　この条例は、昭和４４年４月１日から施行する。

２　浜松市青少年の家に関する条例（昭和３９年浜松市条例第３５号）は、廃止する。

附　則（昭和４７年３月３０日浜松市条例第２９号）

１　この条例は、昭和４７年４月１日から施行する。

２　この条例施行の際、現に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和４８年５月３０日浜松市条例第３５号）

この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第２項に規定する告示に定める日から施行する。

附　則（昭和５１年３月２９日浜松市条例第３１号）

１　この条例は、昭和５１年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５４年３月３０日浜松市条例第３６号）

この条例は、昭和５４年４月１日から施行する。

附　則（昭和５５年３月３１日浜松市条例第３９号）

１　この条例は、昭和５５年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和５６年３月３１日浜松市条例第２８号）

この条例は、昭和５６年４月１日から施行する。

附　則（昭和６０年３月３０日浜松市条例第４２号）

１　この条例は、昭和６０年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（昭和６３年３月３１日浜松市条例第４８号）

１　この条例は、昭和６３年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成元年３月３１日浜松市条例第５９号）

１　この条例は、平成元年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成８年３月２９日浜松市条例第４４号）

１　この条例は、平成８年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成９年３月２８日浜松市条例第５５号）

１　この条例は、平成９年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成１４年１２月１７日浜松市条例第９７号）

この条例は、平成１５年１月２１日から施行する。ただし、第４条及び第５条の改正規定は、同月１日から施行する。

附　則（平成１８年１２月１５日浜松市条例第１１５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に第１条から第１２条まで、第１４条から第１８条まで及び第２０条の規定による改正前の（中略）、浜松市立青少年の家条例、（中略）（以下これらを「旧条例」という。）の規定により教育委員会がした許可その他の行為は、それぞ

れ第１条から第１２条まで、第１４条から第１８条まで及び第２０条の規定による改正後の（中略）、浜松市立青少年の家条例、（中略）（以下これらを「新条例」という。）の相当規定により市長がした許可その他の行為とみなす。

3　この条例の施行の際現に旧条例の規定により教育委員会に対してされている申請その他の行為は、それぞれ新条例の相当規定により市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

附　則（平成２１年１０月１日浜松市条例第５１号）

1　この条例は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

2　改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用する。

3　改正後の別表の１の備考の１の規定による認定及びこれに必要なその他の行為は、施行日前においても、同表の１の備考の１の規定の例により行うことができる。

附　則（平成２２年６月１７日浜松市条例第３８号）

（施行期日）

1　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　改正後の浜松市立青少年の家条例（以下「新条例」という。）第５条の２第１項の規定による指定及び浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第２条から第８条までの規定による指定の手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（指定管理者制度移行に伴う経過措置）

3　施行日前に改正前の浜松市立青少年の家条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。

4　この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附　則（平成２５年６月１４日浜松市条例第３７号）

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年２月２５日浜松市条例第１１号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月１５日浜松市条例第２２号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（経過措置の原則）

２　この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者（現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。）の当該利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表（第９条関係）

（平２１条例５１・全改、平２２条例３８・平２６条例１１・平３１条例２２・一部改正）

１　宿泊施設

<table>
<tr><th colspan="3">利用区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">和室</td><td>次世代育成団体</td><td rowspan="4">1人1泊につき</td><td>円
410</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>830</td></tr>
<tr><td rowspan="2">テントサイト</td><td>次世代育成団体</td><td>200</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>410</td></tr>
</table>

備考

１　次世代育成団体とは、次代の社会を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として活動する団体のうち市長が認めるものをいう。以下同じ。

２　１泊とは、午後２時から翌日の午前９時までの利用をいう。

３　和室を宿泊以外に利用する場合の利用料金は、第２研修室を利用する場合の所定の利用料金に相当する額とする。

２　ホール等

利用区分＼利用時間区分		午前9時から午後6時まで　1時間につき	午後6時から午後９時まで　１時間につき	午後9時から午後9時30分まで
ホール	次世代育成団体	円 310	円 590	円 290
	その他	940	1,790	890
第1研修室	次世代育成団体	100	150	70
	その他	200	310	150
第2研修室	次世代育成団体	80	110	50
	その他	160	230	110
第3研修室	次世代育成団体	140	160	80
	その他	290	330	160
小会議室	次世代育成団体	80	110	50
	その他	160	230	110
食堂（宿泊の場合を除く。）	次世代育成団体	100	150	70
	その他	200	310	150

備考

１　利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は午後９時３０分まで利用する場合を除き正時までとする。

２　利用時間を１５分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。

(1)　所定の開館時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額

(2)　所定の開館時間外に利用する場合は、１時間につき、午後６時から午後９時までの間の１時間当たりの利用料金の１．５倍に相当する額

３　利用料金を算定して得た額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　炊飯用かまど

利用区分		金額
次世代育成団体	1炉1日につき	100円

その他		200円

4　備付物品

規則で定める額

Ⅲ－２

○浜松市立青少年の家条例施行規則

平成１８年１２月１５日
浜松市規則第１１８号
改正　平成２１年１０月１日浜松市規則第７０号
平成２２年６月１７日浜松市規則第４６号

（趣旨）

第１条　この規則は、浜松市立青少年の家条例（昭和４４年浜松市条例第１３号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

（利用許可の申請）

第２条　条例第７条の規定により浜松市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の施設の利用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について文書等により指定管理者に申請しなければならない。

(1) 申請者の住所又は所在地並びに氏名又は名称及び代表者氏名
(2) 申請者の電話番号又は連絡先
(3) 利用日時
(4) 利用施設
(5) 利用目的
(6) 利用内容
(7) 利用人員
(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

２　前項に規定する申請の時期は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 次世代育成団体（条例別表の１の備考の１に規定する次世代育成団体をいう。以下同じ。）
ア 宿泊を伴う利用　利用しようとする日の属する月の６月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から
イ 宿泊を伴わない利用
(ア) 市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合（和室の利用の場合を除く。）　利用しようとする日の属する月の３月前の月の初日から３日前まで
(イ) (ア) 以外の場合　利用しようとする日の属する月の３月前の月の初日（休館

日に当たるときは、その翌日）から

(2) 次世代育成団体以外の者

ア 宿泊を伴う利用　利用しようとする日の属する月の５月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

イ 宿泊を伴わない利用

(ア) 市長が別に定める電子情報処理組織等を使用する方法により申請する場合（和室の利用の場合を除く。）　利用しようとする日の属する月の２月前の月の初日から３日前まで

(イ) (ア) 以外の場合　利用しようとする日の属する月の２月前の月の初日（休館日に当たるときは、その翌日）から

（平２１規則７０・旧第３条繰上・一部改正、平２２規則４６・一部改正）

（利用の許可）

第３条　指定管理者は、前条第１項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めたときは、青少年の家の施設の利用を許可し、その旨を申請者に通知する。

（平２１規則７０・旧第４条繰上、平２２規則４６・一部改正）

（利用許可の取消し等の申出）

第４条　青少年の家の施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がその取消し又は変更を申し出ようとするときは、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

（平２１規則７０・旧第５条繰上、平２２規則４６・一部改正）

（次世代育成団体の認定申請）

第５条　条例別表の１の備考の１の規定による認定を受けようとする者は、市長が別に定めるところにより申請しなければならない。

（平２１規則７０・追加）

（備付物品の利用料金）

第６条　条例別表の４の規則で定める額は、別表のとおりとする。

（平２１規則７０・追加、平２２規則４６・一部改正）

（利用料金の減免）

第７条　条例第１０条に規定する規則で定める場合は市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者又は精神障害者の団体が利用する場合とし、その利用料金は、次世代育成団体の利用料金に相当する額とする。

２　前項の規定は、条例別表の４に規定する備付物品の利用料金については、適用しない。

３　利用料金の減免を受けようとする者は、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平２１規則７０・旧第７条繰下・一部改正、平２２規則４６・旧第８条繰上・一部改正）

（利用料金の還付）

第８条　条例第１１条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

⑴ 利用者が利用しようとする日の１０日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合

⑵ 指定管理者が利用者の責めに帰することができないと認める理由により利用することができなくなった場合

２　利用料金の還付を受けようとする者は、前項第１号の規定による場合を除き、理由を付して文書等により指定管理者に申請しなければならない。

（平２１規則７０・旧第８条繰下、平２２規則４６・旧第９条繰上・一部改正）

（事業報告書の提出期限）

第９条　浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第９条の規則で定める期間は、毎年度終了後４５日以内とする。

（平２２規則４６・追加）

（遵守事項）

第１０条　青少年の家を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

⑴ 施設、設備、展示品等を汚損し、又は損傷しないこと。

⑵ 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。

⑶ 許可を受けないで、物品を展示し、販売し、又はこれらに類する行為をしないこと。

⑷ 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

⑸ 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（平２１規則７０・旧第９条繰下）

（職員等の入室）

第１１条　利用者は、職員又は指定管理者が管理上必要があると認めて当該施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

（平２１規則７０・旧第１０条繰下、平２２規則４６・一部改正）

（細目）

第１２条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（平２１規則７０・旧第１１条繰下）

附　則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年１０月１日浜松市規則第７０号）

１　この規則は、平成２２年４月１日から施行する。ただし、第１条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

２　浜松市立青少年の家条例の一部を改正する条例（平成２１年浜松市条例第５１号）附則第３項の規定により同条例による改正後の浜松市立青少年の家条例（昭和４４年浜松市条例第１３号）別表の１の備考の１の規定の例により認定を受けた次世代育成団体における第１条の規定による改正後の浜松市立青少年の家条例施行規則第３条第２項の適用については、同項第１号中「５月」とあるのは「６月」と、同項第２号中「２月」とあるのは「３月」とする。

附　則（平成２２年６月１７日浜松市規則第４６号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

別表（第６条関係）

（平２１規則７０・追加）

<table>
<tr><th colspan="3">利用区分</th><th>金額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">野外炊飯セット</td><td>次世代育成団体</td><td rowspan="2">1セット1日につき</td><td>円
100</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>200</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貸出用テント</td><td>次世代育成団体</td><td rowspan="2">1張1泊につき</td><td>100</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>200</td></tr>
</table>

備考　１泊とは、午後２時から翌日の午前９時までの利用をいう。

浜松市立青少年の家管理要綱

Ⅲ－３

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市立青少年の家条例（昭和４４年浜松市条例第１３号。以下「条例」という。）で規定する浜松市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）の適正な管理のために必要な事項を定める。

（利用者）

第２条　浜松市立青少年の家条例施行規則（平成１８年浜松市規則第１１８号。以下「規則」という。）第２条第１項に規定する施設の利用の許可を受けようとする者とは、５人以上の団体で、その代表者が１５歳以上（ただし中学生を除く。）の団体をいう。

（事務の取扱時間）

第３条　次世代育成団体の認定申請、利用許可の申請、利用許可の変更申請、利用料の納付、利用料還付の申請の手続及びこれらに準じる事務は、条例第４条第１項に規定する開館時間（以下「開館時間」という。）において取り扱う。

２　条例第５条に規定する休館日にあっては、前項の事務を取り扱わない。

（次世代育成団体の認定）

第４条　別表１に掲げる団体については、条例別表第１の備考の１の規定による認定を受けたものとする。

２　前項に規定するもののほか、規則第５条の規定により認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、市長に、次世代育成団体認定（更新）申請書（様式第１号）に次世代育成団体調書（様式第２号）、団体の会則又は規約、収支予算書及び事業計画書、役員名簿及び会員名簿を添えて、申請しなければならない。

３　市長は、第２項に規定する申請書の提出があったときは、次の各号に定める基準によりこれを審査し、適当と認めたときは、次世代育成団体認定（更新）名簿（様式第３号）に登録するとともに、その旨を認定申請者に次世代育成団体認定（更新）結果通知（様式第４号）により申請書を受け付けた日から３０日以内に通知する。

（１）　法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で営利を目的とせず、次世代を育成する事業を行うことを主たる目的とすること。

（２）団体の人事、事業及び財産運営が、その団体自身の自発的意思により行われること。（団体の上部組織・講師からの圧力・干渉により、その運営が影響されるものであってはならない。）

（３）団体活動の本拠としての事務所、独自の財産、経理及び意思決定機関又はこれに準じる機関を有すること。

（４）規約又は会則を設け、その内容に次の事項が規定されていること。

ア　団体の名称
イ　団体の目的・活動・事業
ウ　団体の所在地
エ　構成員の資格要件及び加入方法（目的に賛同する者は誰でも加入できること。）
オ　役員名及びその任期並びに選出方法
カ　団体の意思決定機関（総会・役員会等）
キ　会計・会費・監査に関する事項
（５）構成員が５人以上であり、構成員の割合が、乳幼児から青年（概ね３９歳まで）とその指導者で７割以上であること。
（６）定期的、継続的に活動する団体（年間計画に基づき概ね月１回以上青少年の家で活動する団体）であること。
（７）団体の名称は、次世代育成団体としてその活動内容にふさわしいものであって、企業、流派、講師、宗派名などを用いていないこと。
（８）青少年の家の諸事業に協力的であること。

（認定の有効期間）
第５条　次世代育成団体（別表１に掲げる団体を除く。）の認定の有効期間は３年とする。ただし、新規に認定した場合の最初の有効期間は、既認定団体の直近の有効期間の満了日までとする。
２　前項の有効期間を更新しようとする者は、有効期間満了日の３月前から有効期間満了日までの間に、次世代育成団体認定（更新）申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。この場合において前条第２項及び第３項の規定を準用する。

（次世代育成団体調書記載事項の変更）
第６条　次世代育成団体の認定を受けた者が届け出た次世代育成団体調書（様式第２号）の記載事項の代表者、連絡先及び活動内容に変更が生じた場合は、遅滞なく次世代育成団体調書記載事項変更届（様式第５号）を市長に提出しなければならない。
２　次世代育成団体の認定を受けた者が、その認定の取り消しを受けようとする場合は、次世代育成団体認定取消届（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

（認定の取消）
第７条　市長は、次世代育成団体が前条第２項に定める届を提出したとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとし、次世代育成団体認定（更新）名簿（様式３号）から削除するとともに次世代育成団体認定取消通知（様式第７号）により速やかに通知する。
（１）第４条第３項各号に掲げる認定審査基準に適合しなくなったとき。
（２）虚偽の申請によって認定を受けたとき。

（３）施設の利用に係る遵守事項を守らないとき。

（利用許可の申請等）

第８条　浜松市スポーツ・文化施設予約システム（以下「予約システム」という。）の利用者登録をした者が、青少年の家の窓口で、施設の利用の許可を受けようとする場合は、利用者登録カードを提示し確認を受けなければならない。ただし、利用しようとする者が別の方法で特定できる場合はこの限りでない。

２　規則第２条第２項ただし書に規定する指定管理者が特に必要と認めるときとは、別表２に掲げる団体が利用許可の申請をする場合で、青少年の家の利用状況を考慮し支障がないと認めるときをいい、規則第２条第２項第ⅰ号の規定を準用する。

３　前項に規定する場合のほか、青少年の家所長が施設の利用状況を考慮し、支障がないと認めるときは規則第２条第２項に規定する申請時期を変更することができる。

（利用許可の変更）

第９条　規則第４条に規定する変更とは、利用者が利用しようとする日の１０日前（以下「還付限界日」という。）までに利用許可施設、利用日時の変更を申し出た場合をいう。ただし、還付限界日を過ぎた場合でも、同一利用日内での還付を伴わない変更はできるものとする。

（利用料金の減免）

第１０条　規則第７条第１項に規定する市長が別に定めるところにより認定する場合とは、別表２に掲げる場合とする。

２　前項に規定する場合のほか、指定管理者が特別の理由があると認める場合の利用料を、指定管理者が定める額又は免除とすることができる。

（利用料金の還付）

第１１条　規則第８条第１項第２号に規定する利用者の責めに帰することができないと認める理由は、次に掲げる場合とする。

（１）　地震の発生等災害により地域に被害が発生したとき。

（２）　暴風警報、東海地震注意情報及び警戒宣言が発表されたとき。

（３）　施設及び設備の損壊等、青少年の家のやむを得ない事情により施設の利用ができないとき。

（４）　前３号に掲げるものに準ずる状況になったとき。

（保守点検日）

第１２条　青少年の家所長は、施設の利用状況に配慮しながら青少年の家施設の保守点検日を定め、青少年の家の施設の全部又は一部の使用を停止することができる。

（様式）

第１３条　施設の利用許可等に関する様式は次のとおりとする。

（１）公共施設利用許可申請書　（予約システムによる出力帳票を準用）

（２）公共施設利用取消・変更許可申請書　（予約システムによる出力帳票を準用）

（３）公共施設利用許可書　（予約システムによる出力帳票を準用）

（４）公共施設利用許可書兼領収書　（予約システムによる出力帳票を準用）

（５）公共施設利用取消・変更許可書　（予約システムによる出力帳票を準用）

（６）公共施設利用取消・変更許可書兼領収書（予約システムによる出力帳票を準用）

（７）領収書　（予約システムによる出力帳票を準用又は会計規則による）

（細則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する

別表１　（第４条・第５条関係）

認定を要しない次世代育成団体（指定団体）は、下記のとおりとする。

	区　　分	
1	幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、特別支援学校、その他これらに類するもの	市内に所在するものに限る
2	幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、特別支援学校、その他これらに類するもののＰＴＡ	市内に所在するものに限る
3	幼保連携型認定こども園、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校、特別支援学校、その他これらに類するものの部活動及びサークル活動	市内に所在するものに限る
4	浜松市子ども会連合会	市内の単位子ども会を含む
5	ボーイスカウト浜松連合協議会	市内の団を含む
6	ガールスカウト浜松市協議会	市内の団を含む
7	浜松市スポーツ少年団	市内の団を含む

別表２　（第８条・第１０条関係）

利用料金を次世代育成団体と同額に減額する場合は、下記のとおりとする。

	区　　分	
1	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の団体が利用する場合	障害者団体の施設の利用に伴う観覧料等の減免手続きの取り扱いに関する要綱により認定された団体

様式第１号（第４条・第５条関係）

平成　　年　　月　　日

次世代育成団体認定（更新）申請書

øあて先÷　浜松市長

番号
（予約システム利用者は利用者カード番号）

				―				

申請者　団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話（自　宅）　　－　　

電話（勤務先）　　－　　

浜松市立青少年の家条例施行規則第５条の規定に基づき、次世代育成団体の認定（更新）を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。

記

１　添付書類

øiÑ次世代育成団体調書

øîÑ団体の会則又は規約

øíÑ収支予算書及び事業計画書

øìÑ役員名簿及び会員名簿

※　役員名簿には、役職名、住所、氏名、年齢、職業（差し支えなければ勤務先）及び電話番号があること。
※　会員名簿には、住所（番地は不要）、氏名、年齢及び電話番号（差し支えなければ）があること。

ø様式第２号）（第４条・第６条関係）

次世代育成団体調書

浜松市立青少年の家

番号（予約システム利用者は利用者カード番号）					―					種目、細目（ 文化 ・ ｽﾎﾟｰﾂ ）

A	フリガナ			
	団体名			
B 代表者	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒 －		
	ＴＥＬ	－ －	ＦＡＸ	－ －
C 連絡先	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒 －		
	ＴＥＬ	－ －	ＦＡＸ	－ －
	e-mail			
D 会員数	人 （ うち市内在住・在勤 人 ）			
E 設立趣旨及び活動内容				
F 主な利用目的	1 次世代育成活動 2 指導者の知識・技術の向上 3 交流・親睦 4 会議 5 その他（ ）			
G 設立年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日 設立			
H 活動日				
I 会費	１ケ月 円 又は 年間 円 （会員１人当り）			
J 入会条件	有 ・ 無 （有の場合記入）			
＊その他				
＊他の市施設の利用状況	施設名 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ 活動日 ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿			

様式第３号（第４条・第７条関係）

次世代育成団体認定（更新）名簿

番号（予約システム利用者は利用者カード番号）	団 体 名	代表者氏名 連絡先氏名	電話番号 電話番号	活動内容
―				
―				
―				
―				
―				
―				
―				
―				
―				
―				

様式第４号（第４条関係）

次世代育成団体認定（更新）結果通知

（団体名）　　様

浜松市長

平成　　年　　月　　日付けで申請のあった次世代育成団体認定（更新）の結果について、次のとおり通知いたします。

認定結果・更新結果	可　・　否	
フリガナ 団体名		
番号 （予約システム利用者は利用者カード番号）	□□□□－□□□□□□□	
代表者	フリガナ 氏名	
	住所	〒　　－
	ＴＥＬ	－　　－
認定年月日	平成　　年　　月　　日	
有効期限	平成　　年　　月　　日まで	
理由		

※この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

様式第５号（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

øあて先÷　浜松市長

次世代育成団体調書　記載事項変更届

番号（予約システム利用者は利用者カード番号）					―					種目、細目（　文化　・　ｽﾎﾟｰﾂ　）

A 団体名	フリガナ			
B 代表者	フリガナ			
	氏　名			
	住　所	〒　　－		
	ＴＥＬ	－　　－	ＦＡＸ	－　　－
C 連絡先	フリガナ			
	氏　名			
	住　所	〒　　－		
	ＴＥＬ	－　　－	ＦＡＸ	－　　－
	e-mail			
E 活動内容				
F 変更日及び変更内容	平成　　年　　月　　日			
G 届出者	住　所			
	氏　名			
	電話番号			

様式第６号（第６条関係）

平成　　年　　月　　日

次世代育成団体認定取消届

øあて先÷　浜松市長

番号
（予約システム利用者は利用者カード番号）

				－				

届 出 者　団体名

代表者　住所

氏名

電話　　－　　－

浜松市立青少年の家管理要綱第６条第２項の規定に基づき、次世代育成団体の認定を取消したいので下記により届け出ます。

記

１　取 消 年 月 日　　平成　　年　　月　　日

２　取　消　理　由

(1) 解　　散

øî÷そ　の　他　　〔　　〕

様式第７号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

次世代育成団体認定取消通知

（団体名）　　様

浜松市長

浜松市立青少年の家管理要綱第７条により次世代育成団体認定を取り消し、次のとおり通知いたします。

フリガナ		
団体名		
番号（予約システム利用者は利用者カード番号）		
代　表　者	フリガナ 氏　名	
	住　　所	〒　　－
認定取消年月日	平成　　年　　月　　日	
取消理由		

※この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

Ⅲ－４

浜松市立青少年の家の指定管理者に係る行政指導指針及び処分基準

（目的）

第１条　この基準は、浜松市立青少年の家条例（昭和４４年浜松市条例第１３号。以下「条例」という。）に基づき設置する浜松市立青少年の家（以下「青少年の家」という。）における地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２４４条の２第１０項の規定に基づく指定管理者に対する必要な指示及び同条第１１項の規定に基づく指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるに当たっての行政指導指針及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって指定管理者による公の施設の管理の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、法及び条例に定めるところによる。

（必要な指示に係る行政指導指針）

第３条　法第２４４条の２第１０項の規定に基づく必要な指示は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 利用者に対し、正当な理由がなく青少年の家の利用を拒み、又は不当な差別的取扱いをしていると認める場合

(2) 青少年の家の管理に必要な職員の配置がされない等、青少年の家の管理がその設置目的を効果的に達成するため及び利用者の安全を確保するために適切なものとなっていない場合

(3) 正当な理由がなく事業計画書の内容に沿った管理を行わない場合

(4) 指定管理者が得る利益が指定管理者の管理業務と経理の状況からみてあまりに過大であると市長が認める場合において、指定管理者が利用料金の引下げ、市への利益の一部の納付その他必要な措置を講じないとき。

(5) 業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は青少年の家の管理を通して取得した個人情報の管理が不適当であると認める場合

(6) 指定管理者の経営状態が悪化していると認める場合において市長が必要があると認めるとき。

(7) 事前に市長の承諾を得ず青少年の家の施設の形質を変更し、又は変更しようとした場合。ただし、浜松市立青少年の家の管理に関する協定書により指定管理者が実施する軽微な修繕を除く。

(8) 市長に対し、虚偽の報告をし、又は正当な理由がなく報告若しくは実施調査を拒んだとき。

(9) 不可抗力発生時において市が青少年の家を使用しようとする場合

(10) 正当な理由がなく、浜松市青少年の家の管理に関する協定書に従わない場合

(11) 青少年の家の管理に関する法令の規定に違反した場合

(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場合

（指定の取消しに係る処分基準）

第４条　法第２４４条の２第１１項の規定により指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めて行う指定の取消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止は、次の表に定めるところによるものとする。

要件	処分内容
１　前条第１号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより青少年の家の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
２　前条第２号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
３　前条第３号に該当する場合	指定管理者が必要な措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
４　前条第４号に該当する場合	前条第４号の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
５　前条第５号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止

６　前条第６号に該当する場合において、当該指定管理者が管理を継続することにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
７　前条第７号に該当する場合	－
(1) 変更した場合において当該変更が青少年の家の維持管理に必要でない又は合理的な範囲内でないと認めるとき。	指定の取消し
(2) 変更しようとした場合	－
ア　法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従うとき。	当該指示に従うまでの期間の業務の全部又は一部の停止
イ　法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従わないとき。	指定の取消し
８　前条第８号に該当する場合	－
(1) 法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従うとき。	当該指示に従うまでの期間の業務の全部又は一部の停止
(2) 法第２４４条の２第１０項の規定による必要な指示に従わないとき。	指定の取消し
９　前条第９号に該当する場合	市が使用する期間の業務の全部停止
１０　前条第１０号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止
１１　前条第１１号に該当する場合	－
(1) 当該指定管理者が管理を継続することにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じ、又は回復し難い損害が発生すると認めるとき。	指定の取消し
(2) 当該指定管理者が必要な措置を講じることにより、青少年の家の利用に著しい支障を生じず、又は軽微若しくは回復可能な損害が発生すると認めるとき。	左欄の措置を講じるのに必要な期間の業務の全部又は一部の停止

１２　業務の停止を命じられた期間において、正当な理由がなく当該業務を行った場合	指定の取消し

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。